

平成26年一級建築士試験

試験場	受験番号	氏名
	—	

問題集

学科Ⅲ（法規）

次の注意事項及び答案用紙の注意事項をよく読んでから始めて下さい。

〔注意事項〕

1. この問題集は、表紙を含めて**10枚**になっています。
2. この問題集は、計算等に使用しても差しつかえありません。
3. 問題は、全て**四択一式**です。
4. **解答は、各問題とも一つだけ答案用紙の解答欄に所定の要領ではっきりとマークして下さい。**
5. **解答に当たり、適用すべき法令については、平成26年1月1日現在において施行されているもの**とします。
6. 解答に当たり、地方公共団体の条例については、**考慮しないこと**にします。
7. この問題集については、**試験終了まで試験室に在室した者に限り、持ち帰りを認めます**（中途退出者については、持ち帰りを禁止します）。

学科Ⅲ（法規）

〔No. 1〕 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 同一敷地内に二つの平家建ての建築物(延べ面積はそれぞれ 400 m²及び 250 m²とし、いずれも耐火構造の壁等はないものとする。)を新築する場合において、当該建築物相互の外壁間の距離を 4 m とする場合は、二つの建築物は「延焼のおそれのある部分」を有している。
2. 日影による中高層の建築物の高さの制限に関する規定において、日影時間を測定する水平面の高さを算定する場合における「平均地盤面からの高さ」とは、当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さをいい、その接する位置の高低差が 3 m を超える場合においては、その高低差 3 m 以内ごとの平均の高さにおける水平面からの高さをいう。
3. 「準遮炎性能」とは、建築物の周囲において発生する通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。
4. 宅地造成等規制法第 8 条第 1 項及び第 12 条第 1 項並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものは、「建築基準関係規定」に該当する。

〔No. 2〕 面積、高さ、階数等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 建築物の地階で、倉庫とそれに通ずる階段室からなるものは、その水平投影面積の合計が、当該建築物の建築面積の $\frac{1}{8}$ 以下であっても、当該建築物の階数に算入する。
2. 物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物の屋上部分に設ける階段室の水平投影面積の合計が、当該建築物の建築面積の $\frac{1}{8}$ 以下であっても、当該階段室の床面積は、当該建築物の延べ面積に算入する。
3. 建築物の屋上部分に設ける階段室の水平投影面積の合計が、当該建築物の建築面積の $\frac{1}{8}$ であり、かつ、その部分の高さが 4 m であっても、当該建築物の高さに算入する場合がある。
4. 建築物の床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの $\frac{1}{3}$ 以上のものは、地階である。

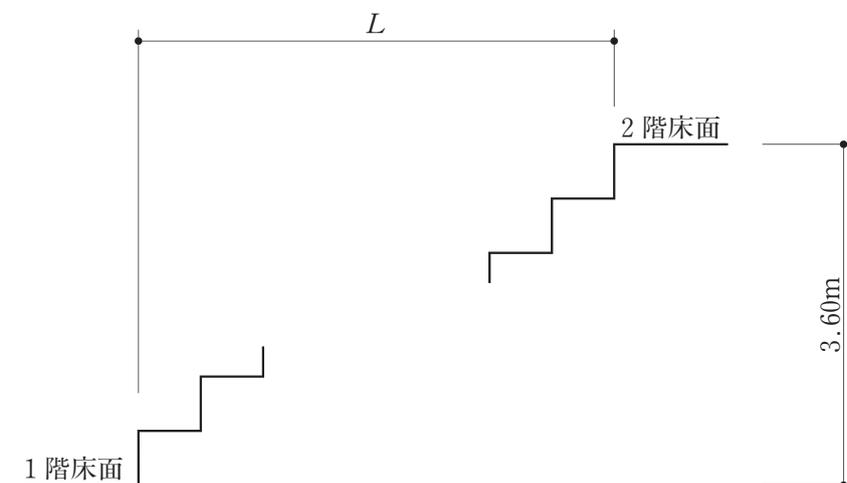
〔No. 3〕 建築物の用途変更に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わないものとする。

1. 建築主は、指定確認検査機関から建築物の用途の変更に係る確認済証の交付を受けた場合において、工事完了届については、建築主事に届け出なければならない。
2. 木造、延べ面積 400 m²、地上 2 階建ての一戸建ての住宅の一部の用途を変更して、床面積 100 m²の飲食店とする場合においては、確認済証の交付を受ける必要はない。
3. 原動機の出力の合計が 3.0 kWの空気圧縮機を使用する自動車修理工場において、その建築後に用途地域が変更されたため、原動機の出力の合計が現行の用途地域の規定に適合せず、建築基準法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているものについては、原動機の出力の合計を 3.5 kWに変更することはできない。
4. 延べ面積 500 m²の共同住宅の用途を変更して、寄宿舍とする場合においては、確認済証の交付を受けなければならない。

〔No. 4〕 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 建築物である認証型式部材等で、その新築の工事が建築士である工事監理者によって設計図書のとおり実施されたことが確認されたものは、完了検査において、その認証に係る型式に適合するものとみなす。
2. 建築主は、鉄骨造、延べ面積 200 m²、平家建ての事務所を新築する場合においては、検査済証の交付を受ける前であっても、建築物を使用することができる。
3. 都市計画区域内において、ホテルを新築するために、鉄骨造、延べ面積 300 m²、地上 2 階建ての仮設の工事管理事務所を、工事現場から 50 m離れた別の敷地に新築する場合においては、確認済証の交付を受けなければならない。
4. 建築主は、鉄筋コンクリート造、延べ面積 500 m²、地上 4 階建ての寄宿舍の新築の工事において、2 階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程(特定行政庁が指定する工程はない)を終えたときは、指定確認検査機関が中間検査を引き受けた場合を除き、建築主事の中間検査を申請しなければならない。

[No. 5] 地上2階建ての中学校における生徒用の屋内階段(直階段)を設ける場合、図の L の値として、建築基準法に**適合する最小のもの**は、次のうちどれか。



1. 6.14 m
2. 5.88 m
3. 5.20 m
4. 4.94 m

〔No. 6〕 耐火建築物及び準耐火建築物に関する次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。

1. 準防火地域内における地上3階建ての共同住宅について、その耐力壁である外壁に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後45分間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じない準耐火構造とする準耐火建築物とした。
2. 準防火地域内における延べ面積1,000 m²、地上2階建ての事務所について、その主要構造部である柱及びはりが不燃材料で、その他の主要構造部が準不燃材料で造られ、外壁の延焼のおそれのある部分、屋根及び床を所定の構造とする準耐火建築物とした。
3. 防火地域及び準防火地域以外の区域内における主階が2階にある地上2階建ての映画館で、客席の部分の床面積の合計が150 m²のものについて、その主要構造部が所定の基準に適合するものであることについて耐火性能検証法により確かめられた耐火建築物とした。
4. 防火地域及び準防火地域以外の区域内における延べ面積2,500 m²、地上2階建ての学校の校舎について、主要構造部を木造の準耐火構造とする準耐火建築物とした。

〔No. 7〕 避難施設等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、避難上の安全の検証は行われていないものとする。

1. 小学校における児童用の廊下の幅は、両側に教室がある場合、2.3 m以上としなければならない。
2. 地上3階建ての小学校の教室で照明装置の設置を通常要する部分には、非常用の照明装置を設けなければならない。
3. 屋内に設ける避難階段の階段室は、所定の開口部、窓又は出入口の部分を除き、耐火構造の壁で囲み、階段室の天井(天井のない場合にあっては、屋根)及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造らなければならない。
4. 建築物の高さ31 m以下の部分にある3階以上の各階において、道に面する外壁面に、幅及び高さが、それぞれ、75 cm以上及び1.2 m以上の窓で、格子その他の屋外からの進入を妨げる構造を有しないものを当該壁面の長さ10 m以内ごとに設けている場合においては、非常用の進入口を設けなくてもよい。

[No. 8] 防火地域及び準防火地域以外の区域内における病院又は診療所に関する次の記述のうち、建築基準法に**適合しない**ものはどれか。ただし、自動式のスプリンクラー設備等は設けられていないものとし、居室については、内装の制限を受ける「窓その他の開口部を有しない居室」には該当しないものとする。

1. 地上3階建てで、3階の部分の床面積が500 m²の病院において、その居室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした。
2. 地上2階建てで、2階の部分の床面積が500 m²で2階に患者の収容施設がある診療所において、2階が階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめたので、内装の制限を受ける調理室等以外の2階の室は難燃材料以外の木材で仕上げた。
3. 地上12階建ての病院において、全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめたので、最上階については、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とし、かつ、その下地を準不燃材料として床面積の合計200 m²以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画した。
4. 延べ面積1,500 m²、地上3階建ての患者の収容施設がない診療所において、耐火建築物及び準耐火建築物に該当しない木造の建築物としたので、準耐火構造で自立する構造の壁によって床面積の合計750 m²ごとに区画した。

[No. 9] 次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、主要構造部については、「耐火建築物の主要構造部に関する技術的基準」に適合していないものとする。また、防火区画検証法による確認及び避難上の安全の検証は行われていないものとする。

1. 耐火構造の柱は、通常の火災による火熱が所定の時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものでなければならない。
2. 準防火地域内における共同住宅の屋根の構造は、市街地における通常の火災による火の粉により、防火上有害な発炎をしないものであり、かつ、屋内に達する防火上有害な溶融、き裂その他の損傷を生じないものでなければならない。
3. 主要構造部を準耐火構造とした建築物の地上部分の層間変形角は、原則として、 $\frac{1}{200}$ 以内でなければならない。
4. 防火区画に用いる特定防火設備である防火シャッター等は、常時閉鎖若しくは作動をした状態にあるか、又は随時閉鎖若しくは作動をできるものでなければならない。

〔No. 10〕 建築設備に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. エレベーター(所定の特殊な構造又は使用形態のものを除く。)の昇降路の出入口の戸には、かごがその戸の位置に停止していない場合において昇降路外の人又は物の昇降路内への落下を防止することができるものとして、所定の基準に適合する施錠装置を設けなければならない。
2. エレベーター強度検証法による主要な支持部分等の断面に生ずる常時の応力度は、昇降する部分以外の部分の固定荷重、昇降する部分の固定荷重及びかごの積載荷重を合計した数値により計算する。
3. 耐火構造の床若しくは壁又は防火戸その他の政令で定める防火設備で床面積 200 m²以内に区画された共同住宅の住戸の居室には、窓その他の開口部で開放できる部分(天井又は天井から下方 80 cm以内の距離にある部分に限る。)の面積の合計が、当該居室の床面積の $\frac{1}{50}$ 未満であっても、排煙設備を設置しなくてよい。
4. 踏段面の水平投影面積が 8 m²であるエスカレーターにおける踏段の積載荷重は、21 kNとすることができる。

〔No. 11〕 コンクリートの強度等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 設計基準強度が 21 N/mm²以下のコンクリートのせん断に対する材料強度は、圧縮に対する材料強度の $\frac{1}{10}$ である。
2. コンクリートの材料強度の算定における設計基準強度の上限の数値は、特定行政庁が規則で定めることができる。
3. 鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの四週圧縮強度を求める場合においては、国土交通大臣が指定する強度試験によらなければならない。
4. コンクリートの短期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度は、設計基準強度の $\frac{3}{4}$ である。

〔No. 12〕 建築物の構造計算に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 高さ 45 m の鉄筋コンクリート造の建築物の地上部分について、保有水平耐力計算を行う場合、各階の層間変形角が所定の数値以内であることを確かめなければならない。
2. 鉄骨造の建築物において、限界耐力計算によって安全性が確かめられた場合、柱以外の構造耐力上主要な部分である鋼材の圧縮材の有効細長比は、250 以下としなくてもよい。
3. 限界耐力計算を行う場合、構造耐力上主要な部分の断面に生ずる長期(常時及び積雪時)及び短期(積雪時、暴風時及び地震時)の各応力度が、それぞれ長期に生ずる力又は短期に生ずる力に対する各許容応力度を超えないことを確かめなければならない。
4. 許容応力度等計算を行う場合、建築物の地上部分については、各階の剛性率が、それぞれ $\frac{6}{10}$ 以上であることを確かめなければならない。

〔No. 13〕 積載荷重に関する次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。

1. 学校の屋上広場をささえる柱の垂直荷重による圧縮力の計算において、柱のささえる床の数が 5 であったので、床の積載荷重として採用する数値を建築物の実況によらないで、2,000 N/m²とした。
2. 教室に連絡する廊下及び階段の地震力の計算において、床の積載荷重として採用する数値を建築物の実況によらないで、2,100 N/m²とした。
3. 倉庫業を営む倉庫において、床の積載荷重として採用する数値を建築物の実況に応じて計算して、3,800 N/m²とした。
4. 劇場の客席(固定席)の基礎の垂直荷重による圧縮力の計算において、床の積載荷重として採用する数値を建築物の実況によらないで、2,600 N/m²とした。

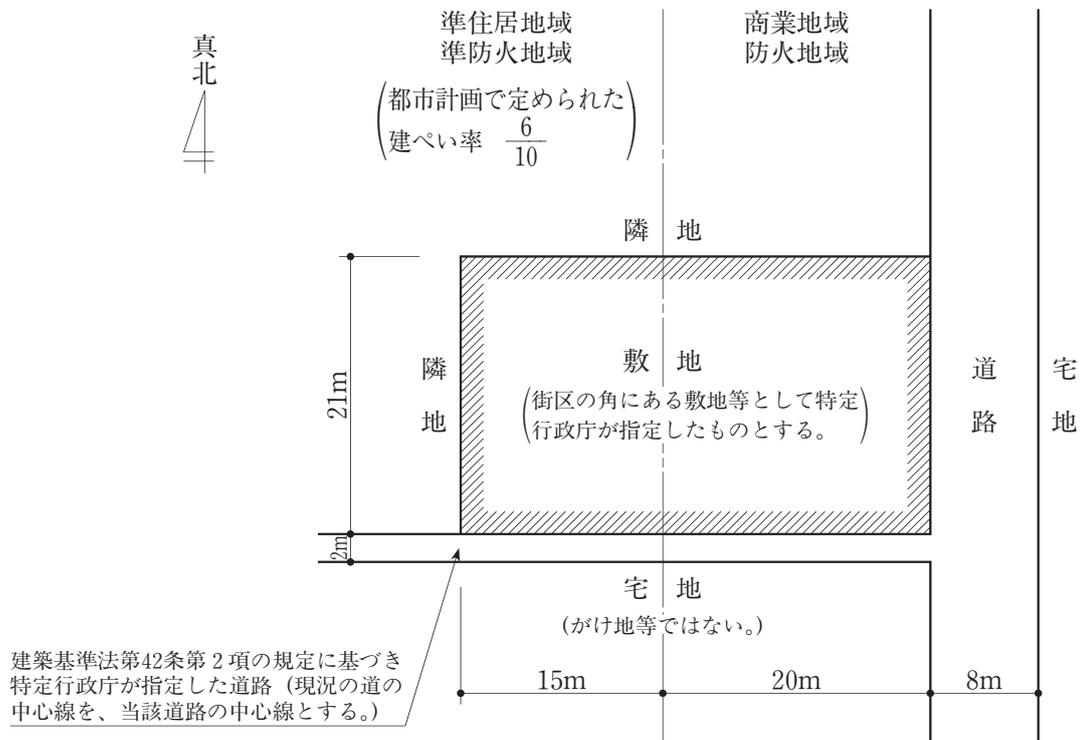
〔No. 14〕 都市計画区域及び準都市計画区域内の道路等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 道路法による道路として築造した幅員 6 m の道で地下におけるものは、建築基準法上の道路ではない。
2. 特定行政庁から位置の指定を受けた幅員 6 m の私道を廃止する場合は、特定行政庁の許可が必要である。
3. 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による新設の事業計画のある幅員 6 m の道路で、2 年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したものは、建築基準法上の道路である。
4. 壁面線を越えて歩廊の柱を建築する場合は、特定行政庁の許可が必要である。

〔No. 15〕 建築物の用途の制限に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、特定行政庁の許可は受けないものとし、用途地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。また、いずれの建築物も各階を当該用途に供するものとする。

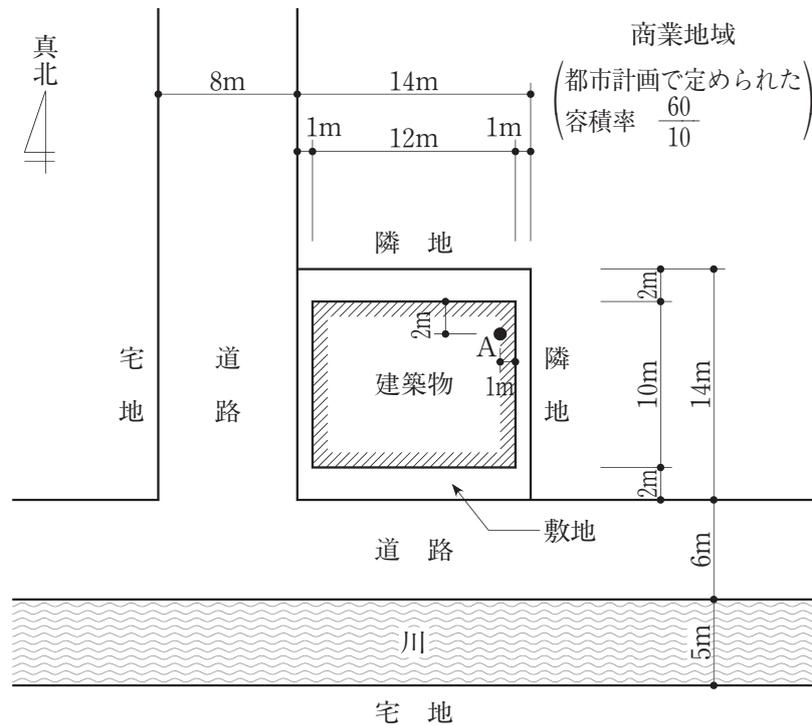
1. 延べ面積 300 m²、地上 2 階建ての公衆浴場(個室付浴場業に係るものを除く。)は、すべての用途地域で新築することができる。
2. 延べ面積 300 m²、地上 2 階建ての地方公共団体の支所は、すべての用途地域で新築することができる。
3. 建築物に附属する延べ面積 300 m²、地上 3 階建ての自動車車庫は、第一種住居地域内に新築することができる。
4. 延べ面積 10,000 m²、地上 3 階建ての物品販売業を営む店舗は、工業地域内に新築することができる。

[No. 16] 図のような敷地において、耐火建築物を新築する場合、建築基準法上、建築することができる**建築面積の最大のもの**は、次のうちどれか。ただし、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定等はないものとする。



1. 580 m²
2. 610 m²
3. 640 m²
4. 672 m²

[No. 17] 図のように、敷地に建築物を新築する場合、建築基準法上、A点における地盤面からの**建築物の高さの最高限度**は、次のうちどれか。ただし、敷地は平坦で、敷地、隣地及び道路の相互間に高低差はなく、また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁による指定等並びに門、塀等はないものとし、日影による中高層の建築物の高さの制限及び天空率に関する規定は考慮しないものとする。なお、建築物は、すべての部分において、高さの最高限度まで建築されるものとする。



1. 31.5 m
2. 34.5 m
3. 36.0 m
4. 38.5 m

〔No. 18〕 防火地域及び準防火地域内の建築物に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 防火地域内においては、高さが3mの広告用の看板で、建築物の屋上に設けるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又はおおわなければならない。
2. 建築物が防火地域又は準防火地域とこれらの地域として指定されていない区域にわたる場合において、その建築物が防火地域又は準防火地域外において防火壁で区画されているときは、その防火壁外の部分については、防火地域又は準防火地域内の建築物に関する規定は適用されない。
3. 準防火地域内においては、延べ面積1,200 m²、地上3階建ての建築物(各階の床面積400 m²)で、各階を物品販売業を営む店舗の用途に供するものは、耐火建築物としなければならない。
4. 準防火地域内においては、延べ面積600 m²、地上3階建ての建築物で、各階を診療所(患者の収容施設がないもの)の用途に供するものは、耐火建築物としなければならない。

〔No. 19〕 「地区整備計画等」が定められている区域内の建築物に関する制限として、建築基準法上、**市町村の条例で定めることができない事項**は、次のうちどれか。

1. 建築物の意匠の制限
2. 垣又は柵の構造の制限
3. 建築物の階数の制限
4. 建築物の容積率の最高限度

〔No. 20〕 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 建築物の5階以上の階を百貨店の売場の用途に供する場合には、避難の用に供することができる屋上広場を設けなければならない。
2. 敷地が第二種中高層住居専用地域内に600 m²、近隣商業地域内に700 m²と二つの用途地域にわたる場合、当該敷地には、ホテルを新築することができる。
3. 小学校の教室の窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積の算定に当たっては、用途地域等の区分に応じ、計算した採光補正係数を用いる。
4. 延べ面積1,000 m²、地上3階建ての主要構造部が耐火構造である中学校(避難階は1階)で、3階における居室の床面積の合計が200 m²である場合には、3階から1階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。

〔No. 21〕 次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。

1. 業務に関して不誠実な行為をして建築士の免許を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者は、建築士の免許を受けることができない。
2. 建築関係法令に違反し、禁錮以上の刑に処せられた建築士については、執行猶予の言渡しがあつた場合であっても、建築士の免許を取り消される。
3. 一級建築士が懲戒処分を受けたときは、国土交通大臣により、処分の年月日、氏名、登録番号、処分の内容、処分の原因となつた事実等が公告される。
4. 建築士が道路交通法違反等の建築と関係しない罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた場合には、建築士の免許の取消しの対象とはならない。

〔No. 22〕 次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。

1. 「設計」とは、その者の責任において設計図書を作成することをいい、「構造設計」とは構造設計図書の設計を、「設備設計」とは設備設計図書の設計をいう。
2. 「工事監理」とは、その者の責任において、建築工事の指導監督を行うとともに、当該工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認することをいう。
3. 設備設計一級建築士は、設備設計以外の設計を含めた、建築物の設計を行うことができる。
4. 建築士事務所に属する構造設計一級建築士は、一級建築士定期講習と構造設計一級建築士定期講習の両方を受けなければならない。

〔No. 23〕 次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。

1. 管理建築士は、その建築士事務所の業務に係る技術的事項を総括する専任の建築士であるが、当該建築士事務所に属する他の建築士が設計を行った建築物の設計図書について、管理建築士である旨の表示をして記名及び押印をする必要はない。
2. 建築士事務所の開設者が建築主との設計受託契約の締結に先立って管理建築士等に重要事項の説明を行わせる際に、管理建築士等は、当該建築主に対し、建築士免許証又は建築士免許証明書を提示しなければならない。
3. 建築士事務所の開設者は、建築主から受託した設計の業務の一部を他の建築士事務所に再委託する場合にあっては、当該設計受託契約を締結したときに当該建築主に交付する書面等において、当該再委託に係る設計の概要、再委託の受託者の氏名又は名称等を記載しなければならない。
4. 建築士事務所の開設者は、設計又は工事監理以外の業務について、建築主から受託する場合にあっては、建築士法に基づく重要事項の説明や契約を締結したときの書面の交付を行わなければならない。

〔No. 24〕 次の記述のうち、都市計画法上、誤っているものはどれか。

1. 開発許可を受けた区域内の土地においては、予定される建築物の建築に関する確認済証の交付を受けた場合には、開発行為に関する工事と予定される建築物の建築工事を同時に行うことができる。
2. 地方公共団体は、条例で、開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度に関する制限を定めることができる。
3. 市街化調整区域については、原則として用途地域を定めないとされているが、地区計画は定めることができる。
4. 市町村長は、地区計画による地区整備計画が定められている区域内において、建築等の届出に係る行為が当該地区計画に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し必要な措置をとることを勧告することができる。

〔No. 25〕 次の記述のうち、消防法上、誤っているものはどれか。ただし、建築物は、いずれも無窓階を有しないものとし、指定可燃物の貯蔵及び取扱いは行わないものとする。

1. 延べ面積 120 m²、地上 2 階建ての飲食店については、消火器又は簡易消火用具を設置しなくてもよい。
2. 防火対象物が開口部のない防火構造の床又は壁で区画されているときは、その区画された部分は、消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなす。
3. 地上 5 階建ての図書館には、避難口誘導灯を設けなくてもよい。
4. 主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とした延べ面積 1,500 m²の遊技場については、屋内消火栓設備を設置しなくてもよい。

〔No. 26〕 次の建築物を新築する場合、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」上、**建築物移動等円滑化基準に適合させなければならないものはどれか。**

1. 床面積の合計が 60 m²の公衆便所
2. 床面積の合計が 1,500 m²の病院
3. 床面積の合計が 3,000 m²の共同住宅
4. 床面積の合計が 5,000 m²の工場

〔No. 27〕 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に関する次の記述のうち、**誤っているものはどれか。**

1. 床面積の合計が 3,000 m²の第一種特定建築物の直接外気に接する屋根(当該屋根の面積の合計が 1,200 m²)について修繕をしようとする者は、当該修繕に係る部分の屋根の面積が 500 m²の場合には、原則として、当該修繕に係る建築物の設計及び施工に係る事項のうち、所定の措置に関するものを所管行政庁に届け出なければならない。
2. 床面積の合計が 500 m²の第二種特定建築物の新築をしようとする者は、原則として、当該建築物の設計及び施工に係る事項のうち、所定の措置に関するものを所管行政庁に届け出なければならない。
3. 第一種特定建築物の新築に係る届出をした者は、原則として、定期的に、その届出に係る事項に関する当該建築物の維持保全の状況について、所管行政庁に報告しなければならない。
4. 所管行政庁は、第二種特定建築物の新築に係る届出があった場合において、当該届出に係る事項が同法に基づく建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、原則として、当該届出をした者に対し、その判断の根拠を示して、当該届出に係る事項に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

〔No. 28〕 次の記述のうち、建築基準法及び建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 一級建築士でなければ行ってはならない建築物の設計及び工事監理を二級建築士が行い、工事が施工された場合、当該建築物の工事施工者は罰則の適用の対象とならないが、当該二級建築士は罰則の適用の対象となる。
2. 建築基準法の構造耐力の規定に違反する建築物の設計を建築主が故意に指示し、建築士がそれに従って設計及び工事監理をした場合、当該建築主及び当該建築士のいずれも罰則の適用の対象となる。
3. 特定行政庁が特定工程の指定と併せて指定する特定工程後の工程に係る工事を、工事施工者が当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受ける前に施工した場合、当該工事施工者は罰則の適用の対象となる。
4. 法人である建築士事務所の業務として、その代表者又は従業員が、建築基準法の構造耐力の規定に違反する特殊建築物等を設計し、工事が施工された場合、当該法人は、1億円以下の罰金刑の適用の対象となる。

〔No. 29〕 次の記述のうち、関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

1. 「建設業法」に基づき、建設業者は、注文者から請負代金の額が2,500万円の集会場の建築一式工事を請け負った場合、当該工事を施工するときは、当該工事現場に置く主任技術者を専任の者としなくてもよい。
2. 「景観法」に基づき、景観地区内において建築物の建築等をしようとする者は、原則として、あらかじめ、その計画が、所定の規定に適合するものであることについて、市町村長の認定を受けなければならない。
3. 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、住宅新築請負契約又は新築住宅の売買契約においては、住宅の構造耐力上主要な部分等について、引き渡した時から10年間の^{かし}瑕疵担保責任を義務づけており、これに反する特約で注文者又は買主に不利なものは無効とされる。
4. 「宅地建物取引業法」に基づき、宅地建物取引業を営もうとする者は、2以上の都道府県の区域内に事務所(本店、支店等)を設置してその事業を営もうとする場合にあっては、事務所を設置する都道府県ごとに、当該都道府県知事の免許を受けなければならない。

〔No. 30〕 次の記述のうち、関係法令上、誤っているものはどれか。

1. 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、延べ面積10,000 m²、地上4階建ての既存耐震不適格建築物である病院であって、耐震不明建築物であるものの所有者は、耐震診断を行い、その結果を所定の期日までに所管行政庁に報告しなければならない。
2. 「建築基準法」に基づき、延べ面積1,000 m²、地上4階建ての患者の収容施設がある診療所(国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物を除く。)で特定行政庁が指定するものの所有者等は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、定期的に、一定の資格を有する者に、その状況の調査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。
3. 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、延べ面積3,000 m²の病院で、建築時には建築物移動等円滑化基準への適合義務がなかった建築物の建築主等は、当該基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、毎年度、その措置の状況について所管行政庁に報告しなければならない。
4. 「建築士法」に基づき、建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに、設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後3月以内に都道府県知事に提出するとともに、業務に関する図書で所属する建築士が建築士事務所の業務として作成した所定の設計図書を作成した日から15年間保存しなければならない。

